

## 福島区ひとり親家庭等支援部会設置要綱

### (設置)

第1条 福島区における母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という）の支援に関わる関係機関・団体等の緊密な連携の下に、ひとり親家庭等の就業・自立支援につながる実効的な支援を行うために、福島区ひとり親家庭等支援部会（以下、「支援部会」という）を設置する。

### (支援部会の構成)

第2条 支援部会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 支援部会の円滑かつ実効的な運営を図るため、支援部会の下に事例検討会議をおく。事例検討会議は、支援部会の委員が、その所属から指名または推薦する者をもって構成する。

### (支援部会の部会長)

第3条 支援部会の部会長は、子育て教育担当課長をもって充てる。

2 部会長に事故あるときは、または欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (支援部会の会議)

第4条 支援部会の会議は部会長が召集する。

2 部会長が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (支援部会及び事例検討会議の協議事項)

第5条 支援部会及び事例検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

#### (1) 支援部会

- ア 区レベルのひとり親家庭等自立支援ネットワークの構築
- イ 区内の関係機関・団体が実施する各種ひとり親家庭等支援策に関する情報交換
- ウ 区内のひとり親家庭等の総合的推進を図るための連絡調整
- エ 区内のひとり親家庭等自立支援に関する啓発
- オ その他必要を認められる事項

#### (2) 事例検討会議

- ア 事例検討 具体事例を通じて、ニーズの把握、課題解決のための各機関等の役割、効果的な連携、支援方策についての検討
- イ 緊急ケース会議 個々の事例に関する機関・団体等が参集し具体的な支援方策の協議

### (守秘義務)

第6条 支援部会の委員及び支援部会出席者は、正当な理由なく、支援部会で知り得た秘密

を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(支援部会の事務局)

第7条 支援部会の事務局は、保健福祉課子育て教育担当に置く。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成27年5月21日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

## 別 表

関係機関 関係団体	福島区民生委員児童委員協議会
	福島区社会福祉協議会
	大阪市ひとり親家庭福祉連合会
	大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター
	大阪市立幼稚園
	大阪市立保育所
	大阪市立小学校
	大阪市立中学校
	大阪市私立保育園連盟
	大阪市私立幼稚園連合会
区役所	保健福祉課